

コロナに強い社会へ： 「北海道スタイル」構築に向けた 支援策ガイドブック



北 海 道

2021. 2. 5時点版

目次

第1章 「新北海道スタイル」関連支援策

	ページ
1. 「新北海道スタイル」について	2～4
2. 事業者向け支援施策	
(1) 支援金	
①経営持続化臨時特別支援金	5～6
②すすきの地区感染防止対策協力支援金	7
(2) 資金繰り支援	
中小企業総合振興資金 (新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資)	更新 8～10
(3) 小規模企業に対する伴走型経営支援	
①感染予防対策普及	11
②専門家派遣	12
③オーダーメイド型支援事業 (専門家・アドバイザーの活用)	13
(4) 需要回復に向けた取組への支援	
①小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援	14
②落ち込んだ旅行需要の早期回復 (道民を対象とした「道内旅行割引」(どうみん割+))	ぶらす 15
③教育旅行支援事業	16
④公共交通の需要喚起等に向けた取組 (ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン)	17
⑤北海道コロナ通知システム	18～19
⑥企業・団体の取組事例発信	20
3. 北海道スタイルの促進に向けた国の主な支援策	21

第2章 その他のコロナ関連支援策

1. 事業者向け支援施策～需要回復に向けた取組への支援～	
①道産品消費喚起特別割引事業費	23
②食品製造業感染症対応基盤強靱化事業	24
2. 雇用に関する支援施策	
①働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援	25
②ジョブカフェ・ジョブサロンによる再就職支援	26
③オンライン就職活動緊急支援事業	27
④「NO! 3密」就活応援宣言 (企業・団体の取組事例発信)	27
⑤勤労者福祉資金の保証料免除	28
⑥『北海道短期おしごと情報サイト』	29
⑦離職者向け再就職支援事業	30
⑧非正規雇用労働者等緊急再就職支援事業	31
⑨テレワーク実践塾の開催	32
⑩北海道海外人材待機費用緊急補助金	33
⑪北海道異業種チャレンジ奨励金	34

3. 税・公共料金関連	
①道税の申告期限の延長・納税の猶予等	35
4. 相談窓口	
①経営・金融、雇用関連など各種相談窓口	36
②国の給付金、助成金に関する申請サポート窓口	37
③新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口	38

第1章 「北海道スタイル」 関連支援策



「新北海道スタイル」について (1/3)

新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けた、新しいライフスタイルやビジネススタイル、それが「新北海道スタイル」です。

新北海道スタイルとは

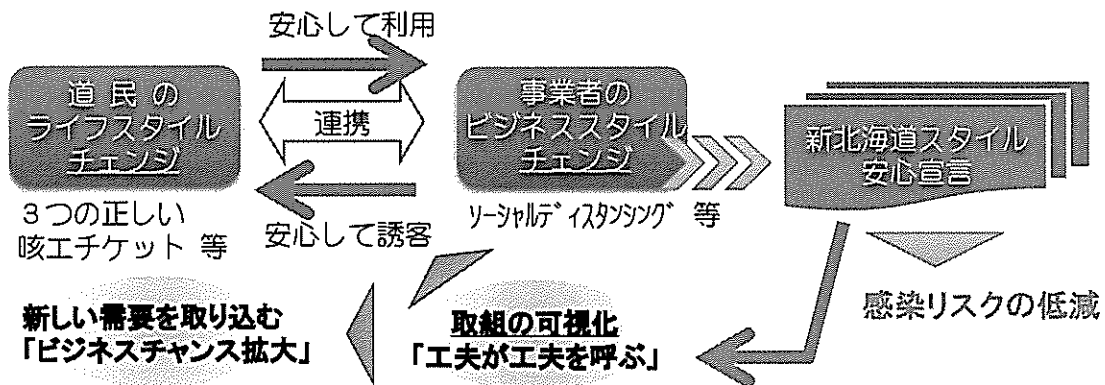
新型コロナウイルスとの闘いが長期化しています。
 私たちは、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けて、
 ライフスタイル、ビジネススタイルを変革しなければなりません。
 北海道に関わる全ての方々の知恵を集め、取組を可視化し、
 道民の皆様と事業者の方々が連携しながら、
 北海道全体で感染リスクを低減させる、
 そして、事業継続やビジネスチャンス拡大につなげていく。
 それが「新北海道スタイル」です。
 道民の皆様が心をつなぐ、コロナと共存する
 新たなステージの北海道を目指しましょう。



北海道知事 鈴木 直道

目指す姿

道民と事業者の連携モデル



道民、道内の事業者が連携し「新北海道スタイル」を構築

「新北海道スタイル」安心宣言 事業者の皆様に取り組んでいただきたい

7つのポイントプラス1

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょ。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょ。
 ・一定の距離(2m程度)の確保
 ・間仕切りなどの活用や人数制限、空席の確保など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょ。
7. お店の取組をお客様に積極的にお知らせましょ。

プラス1. 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードを掲示ましょ。

「新北海道スタイル」安心宣言

私たちの事業者は、
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
「7つのポイント」
 に取り組ましょ。

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょ。
2. スタッフの健康管理を徹底ましょ。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょ。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょ。
 ・一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス・間仕切りなどの活用
 ・人数制限や空席の確保
 ・時差出勤、テレワーク など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょ。

7. 店内掲示やホームページなどを活用し、
 お店の取組をお客様に積極的にお知らせましょ。
 (感染症対策の可視化(見える化))

+1. 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードを
 わかりやすい場所に掲示ましょ。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
 (店名)○○○○○○○

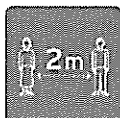
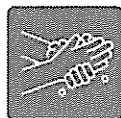


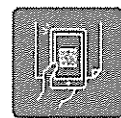
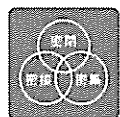
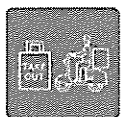
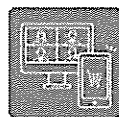


「北海道スタイル」道民運動の展開

道民と事業者双方が、感染リスクを低減させる
「新しい生活様式」を实践、可視化

北海道らしいライフスタイル、
ビジネススタイルとして日常に浸透・定着



道民の皆さま

 いまは、 きよりをとって	 手を洗おう	 咳エチケット	 換気をしよう	 北海道コロナ通知システムと 接触確認アプリ(COCA)を 活用しよう
 3つの「密」を さげよう	 テイクアウトや デリバリーも	 オンラインを 上手に使おう	 いまは、小声で	 正しく理解し 思いやりある行動を

事業者の皆さま

 マスク着用・ 手洗いを徹底します	 健康管理を 徹底します	 こまめに換気します	 消毒・洗浄します
 一定の距離を とっています	 お客様へ咳エチケット・ 手洗いをお願いします	 取組を お知らせします	 北海道コロナ通知システムと 接触確認アプリ(COCA)を お客様にお知らせします

北海道スタイル

北海道スタイル

※ 冬も基本的な感染症対策の徹底を ※ 挨拶回りはリモートで

※ 冬こそ換気を

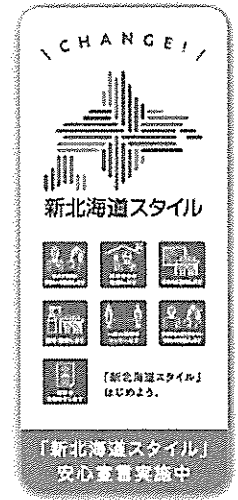
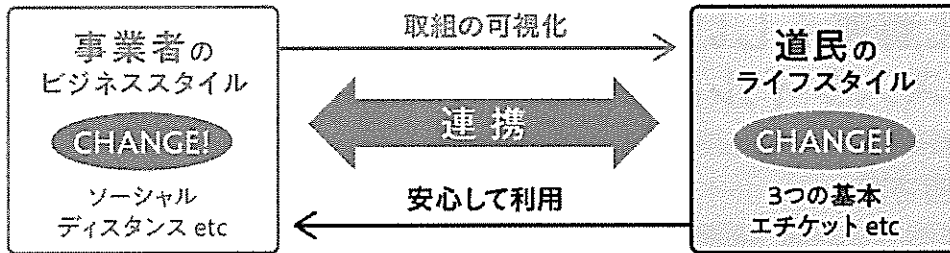
【具体的な取組】

- PR活動
(新聞広告、動画配信、ポスター・チラシ作成等)
- 取組の可視化促進
(商工団体等による施設・店舗への巡回訪問、
ステッカー作成・配布)
- 「北海道スタイル」推進協議会の運営等
- 北海道コロナ通知システムの普及促進 (詳細はp18)

「新北海道スタイル」について (3/3)

「新北海道スタイル」取組事業者の皆さまへステッカーをお配りしています

「新北海道スタイル」を実践する施設・店舗等であることが利用者に一目でわかるようステッカーをお配りしています。利用者が安心して利用できるよう、ぜひステッカーの掲示にご協力ください。ステッカーの発送は下記の事務局までご連絡ください。



◆WEBからの申請はこちら◆

「新北海道スタイル」ステッカー
送付希望登録フォーム

URL <https://www.harpp.lg.jp/rDC0YjJT>



新北海道スタイル推進協議会の会員を募集しています

「新北海道スタイル」を北海道全体で実践し、定着を進めていくことを目的として、「新北海道スタイル推進協議会」を設立しました。「新北海道スタイル」を一緒に取り組んでいただける方、興味や関心をお持ちの方であれば、事業者や団体、個人、行政機関等どなたでも入会できます。会員の皆様には、「新北海道スタイル」の取組事例など、実践にあたって参考となる情報をお知らせしています。

多くの皆様とともに、情報の共有を通じた新たな工夫や取組を創出し、「新北海道スタイル」の内容をさらに充実させ、取組の輪を広げていきたいと考えています。

詳しい情報はこちらから



<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostylecouncil.htm>

【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課企画調整担当
TEL : 011-206-0287

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

右QRコード
からも



※ QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

経営持続化臨時特別支援金 (1/2)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいただいている事業者の皆様をご支援するための制度です。

- ①支援金A 道の休業要請等(5/16～)にご協力いただいた事業者の皆様が対象。
- ②支援金B 道の休業要請等の対象外の事業者の皆様が対象。

・支援金は、AまたはBのどちらかのみを受け取ることができます。今回の道の休業要請や酒類の時間短縮の対象となる施設を管理運営する事業者の皆様は、支援金Bを申請できません。

支援金Aについて ※休業要請等の対象施設を管理する事業者

支援金の内容・支給額

①道の休業要請を受け、 対象施設の休業にご協力いただいた事業者	左記に加え	「新北海道スタイル」の取組を 実践すること (※2)	支給額 10万円 (※1)
②酒類を提供する上記①を除く飲食店において、道の要請を受け、酒類の提供時間短縮(19時まで)にご協力いただいた事業者			

※1 札幌市内の事業者については、道が5万円、札幌市が5万円を支給します。
(申請については、道において一括して受理します。)

支援金の支給対象となる期間

遅くとも令和2年5月19日(火)から5月31日(日)まで、公休等にご協力いただくことが必要です。
(休業要請等の期間が「短縮された場合はその日まで」、「延長された場合は5月31日まで」)

休業要請等の対象施設の範囲

類型	石狩振興局管内		その他の地域	
	5/16～5/24	5/25～	5/16～5/24	5/25～
①法令に基づく施設 【※全国でクラスターが発生した施設及びその周辺施設】 例:キャバレー・ナイトクラブ・スナック等の接待を営む飲食店、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツクラブ等	対象	対象	対象	対象
②法令に基づく施設で①③を除く施設 例:ネットカフェ、体育館、ボウリング場、パチンコ屋、映画館、床面積計が1000㎡超の各種商業施設・大学・学習塾等		対象		対象外
③法令に基づく施設 例:床面積計が1000㎡超の博物館、美術館、図書館		対象外	対象外	対象外
④法令によらない協力依頼を行う施設 例:床面積計が1000㎡以下の各種商業施設、大学、学習塾、博物館等				
⑤酒類を提供する上記に含まれない飲食店				

詳しくは、「別添資料1」をご確認ください

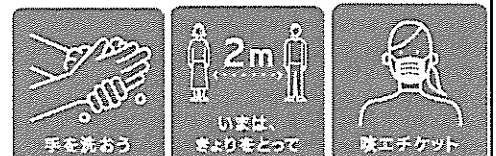
支援金Bについて ※休業要請等の対象施設の管理者ではない事業者

支援金の内容・支給額

○休業要請の対象外だが、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が前年同月から、50%以上減少した事業者等 ※基本的に国の持続化給付金の対象者が対象となります。 (持続化給付金は令和元年12月末までに開業した方が対象ですが、本支援金では、特例として令和2年1月から3月末までに開業した方も対象とします。)	左記に加え	「新北海道スタイル」の取組を 実践すること (※2)	支給額 5万円
--	-------	----------------------------------	------------

※2「新北海道スタイル」とは、道民と事業者が互いに連携し、感染防止の取組に努め、新しい生活様式の実践に取り組むことで、新型コロナウイルス感染症に強い社会をつくっていく取組です。

※ 詳細は「別添資料2-1、2-2」をご覧ください。



制度の詳細については、「申請の手引き」をご確認ください。

※道のHP(トップページ「注目情報」→「経営持続化臨時特別支援金(5月16日以降)」)または、道庁本庁舎、総合振興局、振興局等で配布します

支援金B 支給の申請に必要な書類

- ① 申請書(支援金A・B共通様式。札幌市内と札幌市外の事業者で別様式。)
- ② 誓約書(支援金A・B共通様式。札幌市内と札幌市外の事業者で別様式。)
- ③ 通帳の写し
- ④ 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】
- ⑤ 「新北海道スタイル」の実践に係る取組内容が分かるもの
「新北海道スタイル」安心宣言の写し 等
- ⑥ 国の持続化給付金の「給付通知書」の写し
- ⑦ 業種・業態が確認できるもの
施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観(社名や店舗名入り)及び内景がわかる写真、フリーランスの方は活動の様子がわかるもの(パンフレット、ホームページ等)

★ 令和2年1月から3月末までに開業された方【支援金Bの特例】

令和2年4月1日から12月31日の任意の1ヶ月の売上が、令和2年1月から3月までの任意の1ヶ月の売上よりも50%以上減少した場合に、支援金をお支払いします。支援金Bの特例申請につきましては、「支援金B 支給の申請に必要な書類」に加え、次の書類が必要になります。

- ⑧ 法人の場合:登記事項全部証明書 又は 商業登記簿謄本の写し
個人の場合:開業届出書の写し
- ⑨ 売上が減少した月と比較する月平均の売上高が分かる書類(帳簿等)

申請期間

支援金B申請期間:令和2年5月29日(金)～令和3年1月31日(日)※
電 子 申 請:申請画面URL <https://hokkaido-support.jp/add/>

※ 以下に該当する事業者は、令和3年2月10日(水)まで申請期限を延長します。

1. 国の持続化給付金の申請は完了しているが、1月31日(日)までに当該給付金の「給付通知書」を受領されていない方、あるいは、申請者の金融機関の口座に当該給付金が振り込まれていない方
2. 国の持続化給付金の申請に関して、1月31日(日)までに、申請書類の提出期限の延長を申し込まれている方。

お問い合わせ【北海道 経営持続化臨時特別支援金 お問い合わせセンター】

【電話番号】 011-350-7262

【開設時間】 8時45分～17時30分(月～金:祝日除く)

すすきの地区感染防止対策協力支援金

【札幌市が実施する事業(道は市に対し事業費の一部を補助)】

札幌市内における接待を伴う飲食店の休業及びすすきの地区における酒類提供を行う飲食店等の時間短縮営業等にご協力いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施される事業者を対象に支援します。

第1回～第3回支援金

※詳細はHPをご確認ください

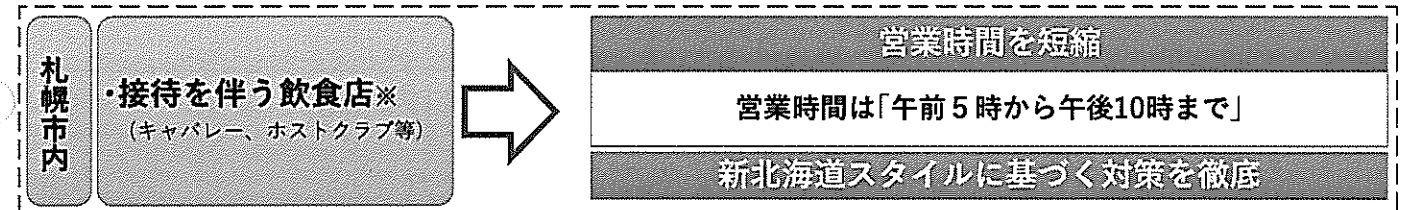
第1回～第3回のすすきの地区感染防止対策協力支援金は受付終了しました。

第4回支援金

※詳細はHPをご確認ください

■期 間：12月26日(土)から1月15日(金)までの2週間

■対象施設(対象区域)と要請内容



■支援金額：1施設(店舗)あたり **50万円** ※交付条件:全期間(第4回)において要請に応じること

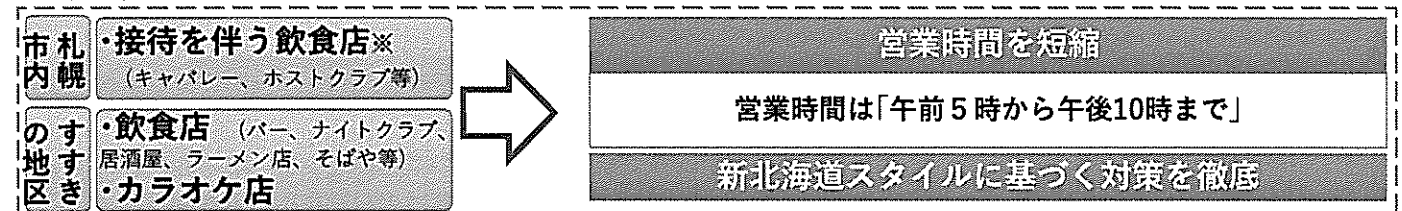
■申請期間：令和3年1月18日から令和3年1月31日【消印有効】

第5回支援金

※詳細はHPをご確認ください

■期 間：1月16日(土)から2月15日(月)までの1か月間

■対象施設(対象区域)と要請内容



※すすきの地区(南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域)
 (狸小路については、狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域)

■支援金額：1施設(店舗)1日あたり **2万円** ※交付条件:全期間(第5回)において要請に応じること

■申請期間：令和3年2月16日から3月8日【消印有効】

【 よくあるお問い合わせ 】

Q ※「接待を伴う飲食店」とは何か？

A 風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

※支援金の申請の際には、風営法に基づく風俗営業許可証の写しを提出いただく必要があります。

【 お問い合わせ 】

詳細はHPをご覧ください

■ 専用ダイヤル

開設時間 8:45～17:15 (12月27日までは土曜・日曜・祝日を含む毎日)
 電話番号 0570-200-105



■ ホームページ (札幌市公式HP すすきの地区における営業時間短縮等の要請について)
 (http://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/shuchutaisaku_yosei)

中小企業総合振興資金（1/3）

（新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応資金」をご用意しました。

○据置最大5年間や、一定の要件を満たした場合に3年間の無利子化及び保証料の減免を実施。

融資条件	①国準拠	②道特別
資金使途	事業資金	
融資対象	危機関連保証、セーフティネット保証4号・5号のいずれかの認定を受けた中小企業者等	
融資金額	6,000万円以内（※）	2,000万円以内
担保	無担保	
融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）	
取扱期間	令和3年3月31日（保証申込）まで （融資については、令和3年5月31日まで対応可能）	
借換	保証付き融資からの借換が可能 （本資金間の借換など一部対象外の場合があります）	保証付き道制度融資からの借換が可能 （本資金間の借換など一部対象外の場合があります）

①、②を合わせて最大8,000万円（※）まで融資の申込が出来ます。

②の申込みは、①の限度額を超えた場合に可能となります。

※令和3年2月8日（月）より。現行は①国準拠4,000万円以内、最大6,000万円まで

制度概要

- ・据置最大5年（ただし、②道特別の危機関連保証適用の場合は2年以内となります）
- ・以下の要件を満たせば、

当初3年間実質無利子・融資期間中の保証料ゼロとなります。

	売上減少15%以上	売上減少5%以上15%未満
個人事業主 （事業性あるフリーランス含む、 小規模企業者（※）に限る）	当初3年間の利子と 融資期間中の保証料は国と道が全額負担	
上記を除く中小企業者	当初3年間の利子と 融資期間中の保証料は 国と道が全額負担	融資期間中の保証料の半額 を国と道が負担

※小規模企業者（従業員20人（商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人）以下）

【取扱金融機関】

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、
商工組合中央金庫、農林中央金庫、
北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課
TEL：011-204-5346
または各（総合）振興局の相談窓口まで

中小企業総合振興資金（2/3）

（新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の方に皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】
- 新型コロナウイルス感染症緊急貸付（信用保証料の補助）

1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】																				
融 資 対 象 者	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (4) 最近3ヶ月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少している中小企業者等																				
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）																				
融 資 金 額	2億円以内																				
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）※1																				
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% （融資期間が3年を超えるものに限る）																				
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります																				
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします																				
保 証 料 率	●一般保証適用の場合 経営状況に応じて年0.45%～1.90% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引） 特別小口保険適用の保証 年0.72% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引） ●そのほかの保証適用の場合																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">経営安定関連保証適用の場合</th> <th rowspan="2">危機関連保証適用の場合</th> </tr> <tr> <th>セーフネット4号</th> <th>セーフネット5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保険適用の保証</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.70%</td> </tr> <tr> <td>無担保保険適用の保証</td> <td>年0.68%</td> <td>年0.58%</td> <td>年0.68%</td> </tr> <tr> <td>特別小口保険適用の保証</td> <td>年0.48%</td> <td>年0.41%</td> <td>年0.48%</td> </tr> </tbody> </table>			区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合	セーフネット4号	セーフネット5号	普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%	無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%	特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%
区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合																		
	セーフネット4号	セーフネット5号																			
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%																		
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%																		
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%																		
取 扱 金 融 機 関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、JA北海道信連 農林中央金庫・商工中央金庫の道内支店、信用金庫、信用組合																				

2. 新型コロナウイルス感染症緊急貸付（信用保証料の補助）

中小企業者等の緊急的なつなぎの資金繰りを支援するため、短期資金の貸付を実施しています。

- 【融資対象】** (1)最近1か月の売上高が、前年又は前々年の同月と比べ5%以上減少している中小企業者等
 (2)業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、令和元年10月以降の連続する3か月の平均売上高と比べ5%以上減少している中小企業者等
 (3)中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等

【融資金額】 8,000万円以内

【融資期間】 1年以内

【融資利率】 1.0%

【信用保証】 すべて保証協会の保証付きとします

- 【保証料率】** ●一般保証適用の場合
 経営状況に応じて年0.40%～1.71%
 ●その他の保証適用の場合

区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合
	セーフティネット4号	セーフティネット5号	
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%

【保証料補助】 本貸付による借入に際し信用保証協会に支払った信用保証料を道が補助します。

- ・小規模企業で売上▲15%以上：保証料の全額
- ・上記以外：保証料の1/3

【取扱期間】 令和2年4月1日～令和3年3月31日

申込方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、セーフティネット保証または危機関連保証の利用に際して市町村長から認定を受けた方については、「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
 ※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

(注) 金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで（P36.38ご参照）